

入札説明書添付資料 - 1 対価の支払方法について

目 次

1. 対価の構成 .....	1
(1) 施設整備費 .....	1
(2) 運営業務委託費 .....	1
2. 対価の支払い方法 .....	2
(1) 施設整備費 .....	2
(2) 運営業務委託費 .....	2
3. 運営業務委託費の改定 .....	3
(1) 改定の基本的な考え方 .....	3
(2) ごみ量変動に基づく改定 .....	3
(3) 物価変動に基づく改定方法 .....	3

1. 対価の構成

事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、市が事業者を支払う対価は次のとおりである。

これらの詳細を以下の表 1 施設整備費及び運営業務委託費の構成に示す。

(1) 施設整備費

設計・建設業務について、建設事業者を支払う対価

(2) 運営業務委託費

運営・維持管理業務について、運営事業者を支払う対価

表 1 施設整備費及び運営業務委託費の構成

支払いの対象となる業務	施設整備費および運営業務委託費	対象となる費用等
設計・建設業務	『施設整備費』 ・左記に掲げる業務に対して支払う対価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記業務を行う上で必要となるすべての費用とする。</li> </ul>
運営・維持管理業務	『運営固定費』 左記に掲げる業務に対して、処理対象物量の多寡に関係なく支払う対価 算出式は以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">             運営固定費              = 運転経費 + 維持管理費 + 人件費 + その他経費           </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記業務を行う上で必要となるすべての費用から、運営変動費を控除した金額とする。</li> <li>● 運転経費は、光熱水費の基本料金等とする。</li> <li>● 維持管理費は、法定点検・定期点検等の保守管理費及び補修工事、更新工事及び保全工事等の修繕工事費用とする。</li> <li>● 人件費は、左記に掲げる業務に係る全人件費とする。</li> <li>● その他経費には、保険料、公租公課及び SPC 運営費用（人件費、監査費用等）を含む。</li> <li>● SPC の利益を含む。</li> <li>● 運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等 SPC 設立費用等）。</li> </ul>
	『運営変動費』 処理対象物量に応じて支払う対価 算出式は以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">             運営変動費              = 処理対象物量 × 変動費単価           </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等）。</li> <li>● 年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより、変動費単価を提案すること。</li> <li>● SPC の利益は含まない。</li> </ul>

## 2. 対価の支払い方法

### (1) 施設整備費

施設整備費の支払条件は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払いの限度額を設定することによるものとし、建設事業者は前払金、部分払及び中間前払について上越市財務規則に準じて請求できる。

詳細は建設工事請負契約書（案）において定める。

### (2) 運営業務委託費

運営業務委託費は、平成 29 年 10 月から平成 50 年 3 月末までの 20 年 6 ヶ月間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、月に 1 回運営事業者に対して支払うものとする。運営事業者は月間業務完了報告書を翌月の 10 日までに提出し、市は提出を受けた日から 14

日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。運営事業者は、市からの通知を受けた後速やかに請求書を市へ提出する。市は、請求書を受理した日から 30 日以内に運営業務委託費を支払うものとする。

運営固定費は、毎月均等（内訳毎に毎月均等）とする。運営変動費については、計画処理量に基づき毎月 1 回仮払いし、モニタリング結果を踏まえ、年度末に精算する。

### 3. 運営業務委託費の改定

#### (1) 改定の基本的な考え方

ごみ量変動及び物価変動の影響については以下の方法により運営業務委託費に反映させるものとする。

また、実績ごみ質が計画ごみ質に対して差異が生じ、事業者の提案した変動費単価が実態に整合しないと市又は事業者が認めた場合には、協議を行うものとする。

#### ア ごみ量変動

実績処理対象物量と事業者が提案した変動費単価の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

#### イ 物価変動

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

表 2 運営業務委託費の改定

運営業務委託費	改定の有無 ( : 改定する、 - : 改定しない)	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費	-	
運営変動費		

#### (2) ごみ量変動に基づく改定

運営費変動費について、次式によりごみ量変動に基づく改定を行う。

$$\text{運営変動費 (円)} = \text{実績処理対象物量 (t)} \times \text{変動費単価 (円/t)}$$

なお、入札価格の算定にあたっては、運営変動費については、計画ごみ処理量を表 1 に示す式に代入して得られる金額を用いるものとする。

#### (3) 物価変動に基づく改定方法

物価変動に基づき、運営固定費及び運営変動費について、改定を行う。なお、改定

の周期は1年に1回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

- 提案時点の平成25年度平均値を基準とし、表3に示す指標ごとに当該支払い年どの前年度平均値を用いて表4に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めるものとする。
- 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、市と事業者で協議を行うものとする。
- なお、本事業の応募者が表3に示す指標以外の指標を用いることが適切と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、落札者決定後の協議において市とその妥当性について協議を行うことができる。

表3 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容 / 改定の対象	使用する指標	算定式
運営固定費	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数 / 電力・都市ガス・水道」(日本銀行調査統計局)	算定式
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数 / 一般機器」(日本銀行調査統計局)	算定式
	人件費	毎月勤労統計調査「賃金指数(現金給与総額) / 調査産業計」(厚生労働省)	算定式
	その他経費	「企業向けサービス価格指数 / 総平均」(日本銀行調査統計局)	算定式
運営変動費	変動費単価	「消費者物価指数 / 財・サービス分類指数(全国) / サービス」(総務省統計局)	算定式

表 4 運營業務委託費の改定の算定式一覧

項目	記号	備考
入札時の運營業務委託費	$F_t$	入札時に提示される平成 [ $t$ ] 年度の運營業務委託費。
改定後の運營業務委託費	$F'_t$	物価変動等に基づく改定後の平成 [ $t$ ] 年度の運營業務委託費。
物価指数	$I_t$	表 3 に示す指標の平成 [ $t$ ] 年度の平均値。
処理対象物量	$W_t$	平成 [ $t$ ] 年度における実績処理対象物量。
変動費単価	$UP_t$	平成 [ $t$ ] 年度における変動費単価。ごみ質の関数とする。 また、 $UP_0$ は計画ごみ質から算定される変動費単価を示す。

$$\text{算定式} : F'_t = F_t \times \frac{I_{t-1}}{I_{25}} \quad \left( \text{改定率} : \frac{I_{t-1}}{I_{25}} \right)$$

$$\text{算定式} : F'_t = W_t \times UP_t \times \frac{I_{t-1}}{I_{25}} \quad \left( \text{改定率} : \frac{I_{t-1}}{I_{24}} \right)$$

ただし、第 1 四半期から第 3 四半期は  $W_t \times UP_0 \times \frac{I_{t-1}}{I_{25}}$ 、

第 4 四半期は  $F'_t - 3W_t \times UP_0 \times \frac{I_{t-1}}{I_{25}}$  を支払う。